

令和二年五月二十日提出
質問第二〇二二号

外交青書における北方領土及び日韓関係の記述に関する質問主意書

提出者 丸山穂高

外交青書における北方領土及び日韓関係の記述に関する質問主意書

令和二年五月十九日、持ち回り閣議において令和二年版外交青書が報告された。この外交青書の記述内容における政府の見解を確認したいことから、以下質問する。

一 北方領土について、昨年の外交青書では、それまで継続的に明記されていた「北方四島は日本に帰属する」との記述を削除していたにもかかわらず、令和二年版では「北方領土は我が国が主権を有する島々」と記述した理由は何か、具体的に回答されたい。特に、過去の外交青書における「北方四島」との表現ではなく、「北方領土」との表現で記述した理由を伺いたい。

二 令和二年版外交青書における「北方領土」とは、北海道根室振興局管内に属する択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の四島を指すのか。また、政府は、この四島を「我が国が主権を有する島々」とであると認識しているのか。

三 日韓関係について、昨年までの過去二年分の外交青書において「韓国は重要な隣国」との記述を削除していたにもかかわらず、令和二年版の外交青書において「韓国は重要な隣国」との記述を復活させた理由は何か、具体的に回答されたい。

右質問する。